

近年の不正経理事件と会計監査人が果たすべき役割

Recent cases of accounting irregularity and roles should be played by accounting auditors

荒牧 裕一
ARAMAKI, Yuichi

はじめに

2011年11月に明るみになった、オリンパスの巨額損失隠ぺい事件（以下、「オリンパス事件」という。）では、長年にわたる粉飾決算（不正経理）を会計監査の専門家である公認会計士（会計監査人）が、なぜ見抜けなかったのかが問題となった。過去にもカネボウ事件等、不正経理事件はしばしば起こり、そのたびに会計監査の一層の充実が叫ばれ、制度の改正が図られてきた。それにもかかわらず、オリンパス事件以降も不正経理事件は続いている。

本論文では、近年の主な不正経理事件を概観した後、その防止・摘発の役割を期待されている会計監査人側の制約について考察し、不正経理の防止・摘発の可能性について検討する。

I. 不正経理事件について

1. 不正経理とは

不正経理事件について論じるにあたり、まず、その定義を明確にする必要がある。

この点、財務諸表監査における不正（監査基準委員会報告書240）では、「財務諸表の虚偽表示は、不正又は誤謬から生ずる。不正と誤謬は、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が、意図的であるか否かにより区別する。」「不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用がある。」¹⁾とあり、故意による財務報告の虚偽表示を粉飾としている。一般に不正経理という言葉は粉飾と同意義に用いられていることから、本論文では、「故意による不正な財務報告」を不正経理の定義としたい。

2. 最近の不正経理事件

最近10年間の主な不正経理事件をまとめると、表1のとおりである。この中では、特に2011年11月に明るみに

表1 最近10年間の主な不正経理事件²⁾

発覚年月	企業名
2003年	3月 ケイビー 9月 荏原製作所 11月 東京ゼネラル
2004年	2月 キャッツ 5月 森本組 10月 カネボウ 10月 アソシエイト・テクノロジー 11月 メディア・リンクス
2005年	1月 足利銀行
2006年	12月 日興コーディアルグループ 12月 ミサワホーム九州
2007年	1月 サンビシ 1月 アイ・エックス・アイ 12月 三洋電機
2008年	2月 I H I
2009年	3月 プロデュース
2010年	2月 JVC・ケンウッド子会社 3月 シニアコミュニケーション 5月 エフオーアイ 10月 日立工機海外子会社
2011年	3月 日発販売 4月 大水 11月 オリンパス 12月 住友大阪セメント
2012年	2月 Jフロンティアリング 8月 沖電気海外子会社

なった、オリンパス事件が記憶に新しい。

オリンパス事件では、同社が外国銀行口座などを使った「飛ばし」による損失隠しを行い、その数年後に企業買収を装った隠ぺい処理を行ったことが問題となった。

当時の会計監査人であったあずさ監査法人は、買収した国内3社についての減損処理の必要性や企業買収の助言報酬が高額すぎる点に気付いていたものの、不正経理の発見・摘発にはつながらなかった。また、2009年に会計監査人が新日本監査法人に変更された際の引き継ぎにおいても、それまで把握していた問題点について十分な説明がなかった。

オリンパス事件に関して、金融庁は、2012年7月にあずさ監査法人と新日本監査法人の両者に対して業務改善命令を出したが、その中では、業務引き継ぎが不十分であった点や監査法人全体のリスク管理体制の不足が指摘されるに留まり、不正経理を見逃した監査手続そのものについては、重大な瑕疵はなかったとされた。

II. 不正経理の防止・摘発

1. 現行制度における制約

オリンパス事件において、なぜ、10年以上も不正経理が隠ぺいされ続け、会計監査人（監査法人）は適正意見を出し続けたのか。そこに、現行の監査制度における不正経理の防止・摘発の制約が見えてくる（図1参照）。

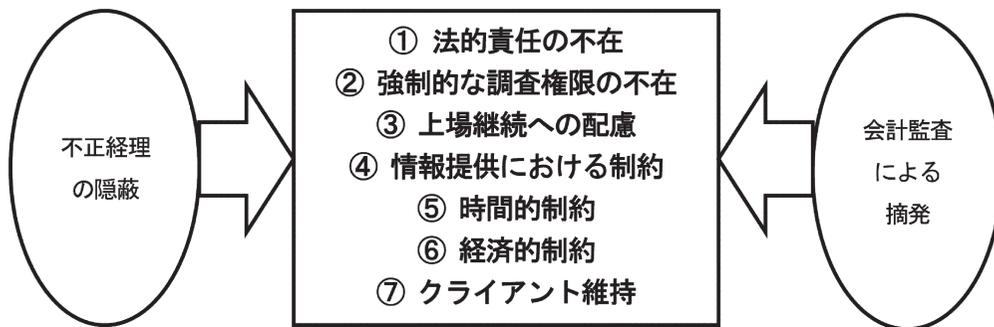


図1 不正経理摘発の制約

第1は、会計監査人には、不正経理摘発の法的責任がないことである。いうまでもなく、不正経理は法令違反であり、課徴金や刑事罰の対象にもなる。そして監査人は、法令違反等事実について内閣総理大臣への申し出をする義務（金融商品取引法第193条の3第2項）を負っている。しかしこの義務は、1次的には被監査企業に是正を指導する義務であり、不正経理の摘発を目的とするものではない。

第2は、会計監査人に強制的な調査権限がないことである。これは、会計監査人には不正経理摘発の法的責任がないという第1の限界と表裏一体の関係にあるといえる。

第3は、上場継続への配慮である。証券取引所では、不適正意見や意見不表明とされた企業については、監理銘柄に指定した上で上場継続の判断をする。その段階で、当該企業の株価は大きく下がり、上場廃止の結論になった場合はもちろんのこと、上場継続とされた場合も多大な損害を被ることになる。このように実質的に経営破綻の引き金となりかねないという影響の大きさから、会計監査人は、不適正意見や意見不表明については、確信がない限り慎重にならざるを得ない。

第4は、情報提供における制約である。会計監査人が作成する適正意見の監査報告書は、一定の雛形(図2参照)に従ったものであり、そこでの情報提供機能は、誤解や混乱を招くために極めて限定されている。また、会計監査人は、職務の遂行に関して高度の守秘義務を負っているため、監査報告書以外の手段で投資者に情報提供することは原則としてできない。そのため、もし監査手続において会計監査人が何らかの疑義を抱いた事実があったとしても、結論が適正意見とされれば、投資者にその疑義は全く伝わらない。

<u>独立監査人の監査報告書</u>	
	平成×年×月×日
〇〇株式会社 取締役会 御中	〇 〇 監 査 法 人
	指定社員・業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
	指定社員・業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
<p>当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	
	以 上

図2 監査報告書の雛形(適正意見)³⁾

第5は、時間的制約である。監査報告書は、決算期後3か月以内に開催される株主総会の資料や、内閣総理大臣に提出される有価証券報告書に添付されるが、会計監査のために確保されている期間は4週間以内（会社計算規則130条1号イ）だけである。このため、特に決算期間際に不正経理が発覚した場合などは、十分な時間があるとはいえない。

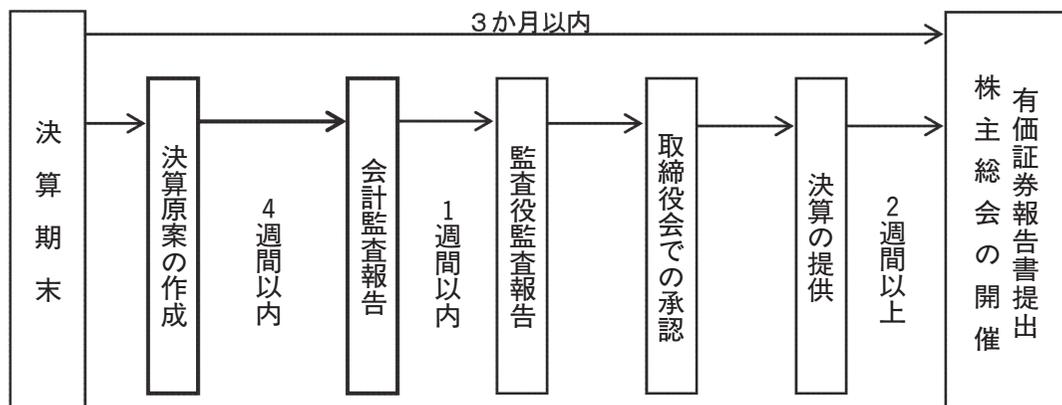


図3 監査のスケジュール

第6は、経済的制約である。会計監査人がより慎重な監査手続を行おうとすれば、それに比例してコストも増大する。特に日本における監査契約では、アメリカのような単価契約ではなく、監査報酬の総額をあらかじめ定めているため、当初見積以上のコストは全て会計監査人側の持ち出しとなってしまい、監査法人の経営を圧迫することになりかねない。

第7は、クライアント維持という営業上の配慮である。もし、ある監査法人が他の監査法人よりも厳しい監査を実施し、それに伴って報酬総額も高くする方針を打ち出せば、各企業はこの監査法人と監査契約を結ぶのを避けるはずである。監査を受ける企業の立場からは、監査は可能な限り甘く、報酬総額は可能な限り安くなることを望むからである。そのため、各監査法人のクライアント維持という営業面からは、他社よりも監査を厳しく実施するという動機が生じにくい。これは、会計監査人が被監査企業から報酬を受け取っているという構造上の問題である。

2. 制度改正で期待される効果

このように多くの制約のある現行の監査制度を改正すれば、不正経理事件を未然に防止したり、適時に摘発することは可能なのであろうか。

これに関しては、2008年度より導入された内部統制監査制度が参考になる。内部統制監査とは、「経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果に対する財務諸表監査の監査人による監査」⁴⁾である。すなわち、企業経営者に決算の信頼性を確保するための社内の仕組み（内部統制）を整えることを義務付けた上で、それをまず経営者が評価し、次に会計監査人が監査する仕組みである。これは、2001年にアメリカで発覚したエンロンの巨額不正経理事件の再発防止策として導入されたものの日本版であり、決算の結果だけでなく決算処理の仕組みまで踏み込んだ監査を実施することで不正経理を防止するものである。これにより、企業側、会計監査人側の双方とも、従来以上の人員と日数を投じることになり、監査の質と量は大きく充実した。それにもかかわらず、不正経理事件は後を絶たない。内部統制は、経営者が主体となって整備するものであるため、従業員が行う不正経理の防止・発見には効果が

あるが、経営者自身が関与する不正経理事件を防止することはできず、また、通常の内統制では対処できない複雑な方法による不正経理事件を生み出すことになった。

また、オリンパス事件を契機として、企業会計審議会において不正経理事件の防止のための制度改正が検討され、不正の端緒を発見した場合の監査計画の修正やそれに直接対応する監査手続の実施等が予定されている。しかしこれらは、現行の監査制度の枠組み内での不正対応の強化にすぎず、上述の7つの制約の解消は期待できない。

したがって、制度改正だけでは、再発防止効果は一定のものに留まると言わざるを得ない。

3. 再発防止の鍵

では、どうしたら不正経理事件を未然に防止でき、あるいは適時に摘発することができるのであろうか。

考えられるのが、強制権限を持つ不正経理の摘発のための調査制度を新設することである。これにより、上述の7つの制約のほとんどは解決するであろう。しかし、これには、法整備や予算措置面での問題に加え、調査の担当者をどのように確保・養成していくかが問題となる。上場企業が行う連結決算の処理は複雑であり、会計実務に精通した専門家でなければ担当することは難しい。そして、会計実務に精通した専門家としては、公認会計士を超える者がいないのも事実である。このことは、各地の警察が、公認会計士を雇って、経済犯罪を担当する財務捜査官として活用していることから判る。すなわち、新調査制度が実現できたとしても、そこで調査に従事するのは、公認会計士が中心とならざるを得ないということである。

とすると、結局のところ、再発防止の可能性の鍵は公認会計士の役割にあることになる。

III. 公認会計士（会計監査人）が果たすべき役割

1. 公認会計士の努力による防止

オリンパス事件のような不正経理事件が明るみに出ると、公認会計士（会計監査人）の資質や現行の監査制度に大きな問題があるように思われがちである。しかし、その一方、会計監査人がその役割を果たすことにより、未然に防止された事例も数多くあるはずである。

そこでの会計監査人は、法的責任がなくても不正を見逃さないという強い倫理観を持って職務を遂行し、強制的な調査権限がなくても粘り強い説得によって証拠の提出を求め、不適正意見や意見不表明の上場継続への影響を恐れることなく、現行制度で許される最大限の情報提供を行い、リスクアプローチの活用等の工夫によって時間的・経済的な制約を解決し、クライアントとの関係悪化を恐れない勇気を持って会計監査業務を行う等の努力によって、上述の7つの制約を乗り越えているはずである。

しかし、未然に防止された事例については公になることがなく、オリンパス事件のような事例ばかりが目立ってしまうのは残念である。

2. 形式的な作業量の増大

このように、現行の制度でも会計監査人が適切に役割を果たせば防止の実効性があるのにもかかわらず、オリンパス事件のような事件が生じるのはなぜなのだろうか。これについては、もちろん、個々の会計監査人の資質のバラツキの問題がある。それに加えて、私は、会計監査人が注意義務を果たすためにすべき手続が多すぎることにも大きな原因があるのではないかと考える。

近年、上述の内部統制監査制度をはじめ、監査手続の充実を図るための各種の監査基準等が整備されるに従って、監査人の注意義務もより明確化・具体化されている。会計監査人は、それらの注意義務を満たし、その記録を残そうと努力をすればするほど、監査手続の形式的な作業量は増大する。その結果、監査手続の形式面は目を見張るほど充実し、監査調書の内容もより精密化してきているにもかかわらず、実質面が相対的に疎かになっている例があるのではないか。すなわち、不正会計の防止・摘発という実質ではなく、監査調書の完成という形式を重視して会計監査を行う会計監査人が出てくるのが危惧される。

3. 実質的な監査の充実の必要性

投資者を始めとする利害関係者が会計監査人に期待する役割は、形式的に充実した監査手続を行うことではなく、実質的な監査手続を充実させ不正経理を見逃さないことである。形式面の充実、あくまで実質的な監査の充実の前提条件でしかなく、これだけを充実させても、監査人側の法的責任回避には貢献するかもしれないが、利害関係人の期待する役割を果たしたことはない。

豊富な知識と経験を身に付けたベテランの公認会計士にはその期待に応える能力があるであろう。しかし、多くの制約の下、すべての監査手続において形式的にも実質的にも完璧な監査手続を行い続けることは非常に難しい。とりわけ、人的・時間的余裕がない場合は、リスクが増大すると考えられるため、監査計画の段階から十分な準備が必要である。

一方、会計監査の現場には、ベテラン公認会計士ばかりではなく、経験の浅い公認会計士や「ジュニア」と呼ばれる未登録の公認会計士試験合格者等の補助者もいる。未熟な補助者は目の前の形式的な手続要件を満たすことに気をとられがちであり、実質的な監査の充実について意識しないことも多い。現場の責任者たるベテラン公認会計士は、このような補助者を指導・監督する責務も果たさなければならない。

このように、会計監査関係者一人ひとりがその能力を一層磨き、実質的な監査を充実させるために努力することによって、会計監査人はその期待される役割を果たすことができるであろう。

おわりに

近年の不正経理事件をきっかけに、その再発防止が強く要請されている。しかし、現行の会計監査制度には多くの制約があるため、不正経理を完全に防止することは困難であり、制度の改正をしてもその効果は限定される。

しかし、会計監査人の努力によって、未然に防止されている例も多くあると考えられ、その役割が再発防止の重要な鍵となる。そのため、補助者を含めた会計監査関係者一人ひとりがその能力を一層磨き、実質的な監査を充実させることが期待される。

註

- 1) 日本公認会計士協会、「財務諸表監査における不正：監査基準委員会報告書240」, 2011年, p. 1.
- 2) 八田進二 編著, 「主な不正事件の一覧」『企業不正防止対策ガイド 新訂版』, 2012年, 日本公認会計士協会出版局, p. 315-329より抜粋.
- 3) 日本公認会計士協会, 「監査報告書作成に関する実務指針：監査・保証実務委員会報告第75号」 III-1-(1)-③-(ア)-i, 2011年.

- 4) 企業会計審議会, 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」III-1, 2007年.

参考文献・資料

1. 日本公認会計士協会, 「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について (監査・保証実務委員会研究報告第25号)」, 2012年.
2. 日本公認会計士協会, 「財務諸表監査における不正: 監査基準委員会報告書240」, 2011年.
3. 「金融庁, 2 監査法人に改善命令」, 日本経済新聞, 2012年7月7日, 朝刊, p. 5.
4. 「監査意見表明の環境整備」, 日本経済新聞, 2012年7月25日, 朝刊, p. 17.
5. 栗田照久, 「企業会計審議会 監査部会の動向及び今後の方向性について」, 緊急開催シンポジウム: 不正に対応した監査の基準の検討に向けて, 東京, 2012年11月7日, 日本公認会計士協会, 2012年.